特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
5	後期高齢者医療制度に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

高山市は、後期高齢者医療制度に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	な し

評価実施機関名

高山市長

公表日

令和8年3月31日

［令和6年10月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	後期高齢者医療制度に関する事務
②事務の概要	高齢者の医療の確保に関する法律及び岐阜県後期高齢者医療広域連合規約に基づき、後期高齢者医療給付の支給、保険料の徴収を行う。特定個人情報ファイルは、次の事務で取り扱う。 ①　被保険者に係る申請等の受理、審査又は応答に関する事務 ②　資格確認書、資格情報通知書、資格確認書（特別療養費）、特定疾病療養受療証に関する事務 ③　後期高齢者医療給付の支給に関する事務 ④　一部負担金に係る措置に関する事務 ⑤　一時差止めに関する事務 ⑥　保険料の賦課・徴収・還付に関する事務 【後期高齢者医療保険に関する情報連携】 番号法第十九条第八号に基づく主務省令第二条の表に基づき、市は情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する個人情報について照会を行う。
③システムの名称	後期高齢システム（市区町村システム）、中間サーバー、後期高齢者医療広域連合電算処理システム（広域連合標準システム）

2. 特定個人情報ファイル名
後期高齢システムファイル、後期高齢者医療広域連合電算処理システムファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項 別表85の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令　第46条 3. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第8号

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	[情報照会事務] 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第8号 [情報提供事務] 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号 2. 番号法別表第19条第8号に基づく主務省令第二条の表117項	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	医療保健部　国保年金課
②所属長の役職名	国保年金課長

6. 他の評価実施機関
なし

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	高山市医療保健部国保年金課 506-8555　高山市花岡町2丁目18番地 電話：0577-32-3333

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	高山市医療保健部国保年金課 506-8555　高山市花岡町2丁目18番地 電話：0577-32-3333

9. 規則第9条第2項の適用	[　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数			
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1万人以上10万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和8年1月31日 時点	
2. 取扱者数			
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和8年1月31日 時点	
3. 重大事故			
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		

2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ]接続しない（入手） [ ]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[ ]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。	

9. 監査		
実施の有無	［ ○ ］ 自己点検　［　 ］ 内部監査　［ ○ ］ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	［　十分に行っている　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策	**［　 ］全項目評価又は重点項目評価を実施する**	
最も優先度が高いと考えられる対策	［ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策　］ ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	［　十分である　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	①ユーザー認証の管理を行っている ②アクセス権限の発行・失効の管理を行っている。 ③アクセス権限の管理を行っている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年1月5日	Ⅰ－7 請求先	高山市市民保健部市民課管理グループ	高山市市民保健部市民課	事後	組織編成変更後の提出による
平成30年1月5日	Ⅰ－8 連絡先	高山市市民保健部市民課管理グループ	高山市市民保健部市民課	事後	組織編成変更後の提出による
平成30年1月5日	Ⅱ－1 いつの時点の計数か	平成27年4月1日　時点	平成29年10月31日　時点	事後	計数時点を最新のものに更新
平成30年1月5日	Ⅱ－2 いつの時点の計数か	平成27年4月1日　時点	平成29年10月31日　時点	事後	計数時点を最新のものに更新
平成31年1月8日	Ⅰ－5－② 所属長	市民課長　田中　一美	市民課長	事後	組織編制後の変更提出による
平成31年1月8日	Ⅱ－1 いつの時点の計数か	平成29年10月31日　時点	平成30年11月30日　時点	事前	計数時点を最新のものに更新
平成31年1月8日	Ⅱ－2 いつの時点の計数か	平成29年10月31日　時点	平成30年11月30日　時点	事前	計数時点を最新のものに更新
平成31年1月8日	Ⅳリスク対策		（項目追加による記載）	事後	特定個人情報保護評価書の見直しによる
令和2年1月28日	Ⅰ－1－① 事務の名称	後期高齢者医療制度に関する事務　基礎項目評価書	後期高齢者医療制度に関する事務	事後	事務の名称の訂正
令和2年1月28日	Ⅰ－1－② 事務の概要	高齢者の医療の確保に関する法律及び岐阜県後期高齢者医療広域連合規約に基づき、後期高齢者医療給付の支給、保険料の徴収を行う。 特定個人情報ファイルは、次の事務で取り扱う。 ①　被保険者に係る申請等の受理、審査又は応答に関する事務 ②　被保険者証、被保険者資格証明書、特定疾病療養受療証又は限度額適用・標準負担額減額認定証に関する事務 ③　後期高齢者医療給付の支給に関する事務 ④　一部負担金に係る措置に関する事務 ⑤　一時差止めに関する事務 ⑥　保険料の徴収又は同条第二項の保険料の賦課に関する事務 【後期高齢者医療保険に関する情報連携】　番号法別表第二に基づき、市は情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する個人情報について照会を行う。	高齢者の医療の確保に関する法律及び岐阜県後期高齢者医療広域連合規約に基づき、後期高齢者医療給付の支給、保険料の徴収を行う。 特定個人情報ファイルは、次の事務で取り扱う。 ①　被保険者に係る申請等の受理、審査又は応答に関する事務 ②　被保険者証、被保険者資格証明書、特定疾病療養受療証又は限度額適用・標準負担額減額認定証に関する事務 ③　後期高齢者医療給付の支給に関する事務 ④　一部負担金に係る措置に関する事務 ⑤　一時差止めに関する事務 ⑥　保険料の賦課・徴収に関する事務	事後	情報提供ネットワークシステムによる情報連携での情報照会は行わないため、当該業務を削除 その他、軽微な表現の修正
令和2年1月28日	Ⅰ－4－② 法令上の根拠	[情報照会事務] 1．行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第7号、別表第二の80、81、82の項 2．行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第43条 [情報提供事務] 1．行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 なし 2．行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 なし	[情報照会事務] 情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない。 [情報提供事務] 1．行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第7号、別表第二の83の項 2．行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 なし	事前	情報提供ネットワークシステムによる情報連携での情報照会は行わないため、法令上の根拠を削除 厚生労働大臣又は共済組合等から情報照会を受ける可能性があるため、情報提供業務に別表第二の83の項を追加
令和2年1月28日	Ⅱ－1 いつの時点の計数か	平成30年10月31日　時点	令和2年1月1日　時点	事後	計数時点を最新のものに更新
令和2年1月28日	Ⅱ－2 いつの時点の計数か	平成30年10月31日　時点	令和2年1月1日　時点	事後	計数時点を最新のものに更新
令和3年3月15日	Ⅱ－1 いつの時点の計数か	令和2年1月1日　時点	令和3年1月1日　時点	事後	計数時点を最新のものに更新
令和3年3月15日	Ⅱ－2 いつの時点の計数か	令和2年1月1日　時点	令和3年1月1日　時点	事後	計数時点を最新のものに更新
令和4年1月27日	Ⅰ－3 個人番号の利用	1．行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項、別表第一の59の項 2．行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第46条	1．行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項、別表第一の59の項 2．行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第46条 3．行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第8号、別表第二の82の項 （情報提供ネットワークを介さない紙媒体による情報照会・提供）	事後	情報提供ネットワークを介さない情報照会事務について、当該条項を追加
令和4年1月27日	Ⅰ－4－② 法令上の根拠	[情報提供事務] 1．行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第7号、別表第二の83の項	[情報提供事務] 1．行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第8号、別表第二の83の項	事前	番号利用法19条について、新たに1号追加となったことにより条項を修正
令和4年1月27日	Ⅱ－1 いつの時点の計数か	令和3年1月1日　時点	令和4年1月1日　時点	事後	計数時点を最新のものに更新
令和4年1月27日	Ⅱ－2 いつの時点の計数か	令和3年1月1日　時点	令和4年1月1日　時点	事後	計数時点を最新のものに更新

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年12月12日	Ⅰ－1－② 事務の概要	高齢者の医療の確保に関する法律及び岐阜県後期高齢者医療広域連合規約に基づき、後期高齢者医療給付の支給、保険料の徴収を行う。 特定個人情報ファイルは、次の事務で取り扱う。 ① 被保険者に係る申請等の受理、審査又は応答に関する事務 ② 被保険者証、被保険者資格証明書、特定疾病療養受療証又は限度額適用・標準負担額減額認 定証に関する事務 ③ 後期高齢者医療給付の支給に関する事務 ④ 一部負担金に係る措置に関する事務 ⑤ 一時差止めに関する事務 ⑥ 保険料の賦課・徴収に関する事務	高齢者の医療の確保に関する法律及び岐阜県後期高齢者医療広域連合規約に基づき、後期高齢者医療給付の支給、保険料の徴収を行う。 特定個人情報ファイルは、次の事務で取り扱う。 ① 被保険者に係る申請等の受理、審査又は応答に関する事務 ② 被保険者証、被保険者資格証明書、特定疾病療養受療証又は限度額適用・標準負担額減額認 定証に関する事務 ③ 後期高齢者医療給付の支給に関する事務 ④ 一部負担金に係る措置に関する事務 ⑤ 一時差止めに関する事務 ⑥ 保険料の賦課・徴収・還付に関する事務 【後期高齢者医療保険に関する情報連携】 番号法別表第二に基づき、市は情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保	事後	公金受取口座情報の利用開始に伴い、内容修正
令和4年12月12日	Ⅰ－4－② 法令上の根拠	[情報照会事務] 情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない。	[情報照会事務] 1．行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第8号、別表第二の82の項 2．行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第43条の2の2	事後	公金受取口座情報の利用開始に伴い、内容修正
令和5年4月19日	Ⅱ－1 いつの時点の計数か	令和4年1月1日　時点	令和5年1月1日　時点	事後	計数時点を最新のものに更新
令和5年4月19日	Ⅱ－2 いつの時点の計数か	令和4年1月1日　時点	令和5年1月1日　時点	事後	計数時点を最新のものに更新
令和6年3月26日	Ⅱ－1 いつの時点の計数か	令和5年1月1日　時点	令和6年1月1日　時点	事後	計数時点を最新のものに更新
令和6年3月26日	Ⅱ－2 いつの時点の計数か	令和5年1月1日　時点	令和6年1月1日　時点	事後	計数時点を最新のものに更新
令和6年9月23日	Ⅰ－1－② 事務の概要	番号法別表第二	番号法第十九条第八号に基づく主務省令第二条の表	事後	番号法改正に伴う修正
令和6年9月23日	Ⅰ－3 法令上の根拠	1．行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項、別表第一の59の項 2．行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第46条 3．行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第8号、別表第二の82の項 （情報提供ネットワークを介さない紙媒体による情報照会・提供）	1．行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項別表85の項 2．行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令　第46条 3．行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律　第19条第8号	事後	番号法改正に伴う修正
令和6年9月23日	Ⅰ－4－② 法令上の根拠	[情報照会事務] 1．行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第8号、別表第二の82の項 2．行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第43条の2の2 [情報提供事務] 1．行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第8号、別表第二の83の項 2．行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 なし	[情報照会事務] 1．行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律　第19条第8号 [情報提供事務] 1．行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号 2．番号法別表第19条第8号に基づく主務省令第二条の表の117	事後	番号法改正に伴う修正
令和6年9月23日	Ⅰ－5－① 部署	市民保健部　市民課	医療保健部　国保年金課	事後	組織改編によるもの
令和6年9月23日	Ⅰ－5－② 所属長の役職名	市民課長	国保年金課長	事後	組織改編によるもの
令和6年9月23日	Ⅰ－7 特定個人情報の開示・訂正・	市民保健部　市民課	医療保健部　国保年金課	事後	組織改編によるもの
令和6年9月23日	Ⅰ－8 特定個人情報ファイルの取扱	市民保健部　市民課	医療保健部　国保年金課	事後	組織改編によるもの
令和6年9月23日	Ⅱ－1 いつの時点の計数か	令和6年1月1日　時点	令和6年8月31日　時点	事前	基幹システム標準化対応に伴う見直し
令和6年9月23日	Ⅱ－2 いつの時点の計数か	令和6年1月1日　時点	令和6年8月31日　時点	事前	基幹システム標準化対応に伴う見直し
令和7年2月25日	Ⅰ－1－② 事務の概要	② 被保険者証、被保険者資格証明書、特定疾病療養受療証又は限度額適用・標準負担額減額認定証に関する事務	② 資格確認書、資格情報通知書、資格確認書（特別療養費）、特定疾病療養受療証又は限度額適用・標準負担額減額認定証に関する事務	事後	令和6年12月2日に保険証が廃止されたことによるもの
令和7年2月25日	Ⅱ－1 いつの時点の計数か	令和6年8月31日　時点	令和7年1月31日　時点	事後	計数時点を最新のものに更新
令和7年2月25日	Ⅱ－2 いつの時点の計数か	令和6年8月31日　時点	令和7年1月31日　時点	事後	計数時点を最新のものに更新
令和7年2月25日	Ⅳ－8 人手を介在させる作業		（項目追加による記載）	事後	特定個人情報保護評価書の様式更新によるもの
令和7年2月25日	Ⅳ－11 もっとも優先度が高いと考えられる対策		（項目追加による記載）	事後	特定個人情報保護評価書の様式更新によるもの
令和8年3月3日	Ⅱ－1 いつの時点の計数か	令和7年1月31日　時点	令和8年1月31日　時点	事後	計数時点を最新のものに更新
令和8年3月3日	Ⅱ－2 いつの時点の計数か	令和7年1月31日　時点	令和8年1月31日　時点	事後	計数時点を最新のものに更新

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年3月3日	Ⅰ－１－② 事務の概要	②　資格確認書、資格情報通知書、資格確認書（特別療養費）、特定疾病療養受療証又は限度額適用・標準負担額減額認定証に関する事務	②　資格確認書、資格情報通知書、資格確認書（特別療養費）、特定疾病療養受療証に関する事務	事後	令和６年１２月２日に保険証が廃止されたことによるもの